



# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

田中 達也

### 1. 副会長の有償制提案について

12月20日に予定されている臨時総会での議案上程は諸般の事情により見送られたが、役員会では役員制度改革について現在も議論されており、その中の一つに副会長有償制の導入が含まれている。個人的には有償制に賛成であり、自分が対象とならないことは、実に残念である。大阪に勤務する者にとって週1回の役員会と担当委員会等への出席だけでも少なくとも週2回は会務に拘束され（私の場合、実際には平均週3日程度拘束されている）、しかも大阪⇄東京の移動だけでも半日を要し、東京で会務を行う場合は常に一日仕事になるばかりでなく、大阪に居る場合でもメール等への対応で半日以上時間を費やすこともあるため、所属事務所に与える経済的損失は多大なものがある。私の場合、その損失を補うため所得カットを申し出ており、実際にそうになっている。事務所ごとに事情は異なるであろうが、今後若手会員が副会長職を引き受けやすい環境を作るためにも副会長有償制は必要ではなからうか。

### 2. 国際活動センター

国際活動センターは、センター員100名以上を擁する大きな附属機関であり、実に様々で重要な役割を担っている。代表的な活動としては、外国への国内知財情報発信、外国知財情報の会員への発信、外国関連セミナーの開催、外国知財関連団体への代表団派遣、外国知財関連団体からの代表団受入などが含まれる。本年度でいうと既に以下のような活動が行われている。

- (1) 4月9日 AIPLA 代表団による東京セミナー開催
- (2) 4月12日 AIPLA 代表団による大阪セミナー開催
- (3) 4月16日 シンガポール特許庁代表団による東京でのセミナー開催
- (4) 5月21～24日 WIPO PCT ワーキンググループへの代表派遣
- (5) 5月27～31日 WIPO 常設特許委員会(SCT29)への代表派遣
- (6) 5月30日 ミャンマー代表団来会対応
- (7) 6月13～16日 中華商標協会年次大会への代表派遣
- (8) 6月26～27日 FICPI/AIPLA/AIPPI コロキ

アムへの代表派遣

- (9) 7月5日 韓国弁理士会(KPAA)代表団との交流会及び東京セミナー開催
- (10) 8月30日～9月2日 EPO, EPI, PAK, CIPA, ITMA への代表派遣
- (11) 9月4～10日 Global IP Summit 及び AIPPI Forum & Exco への代表派遣
- (12) 9月18日 欧州代理人による東京セミナー開催
- (13) 10月8日 ベトナム商工省代表団来会対応
- (14) 10月22～23日 JPAA-AIPLA Pre-meeting への代表派遣（ワシントンDC）
- (15) 10月28～30日 WIPO ヘーグ条約会議への代表派遣
- (16) 10月29日 ドイツ弁理士会(PAK)代表団との交流会及び東京セミナー開催
- (17) 10月30～11月1日 WIPO マドプロワーキンググループへの代表派遣
- (18) 11月4～8日 WIPO 常設特許委員会(SCT30)への代表派遣

以上のとおり、現時点まででも相当な活動を行っており、今後も数多くのセミナーの開催や外国への代表派遣が予定されている。また、会員への情報の提供として電子フォーラムに派遣報告書等も掲載されているのでご参照願いたい。

### 3. 福利厚生委員会

福利厚生委員会は、会員相互の福利厚生を図るために存在する委員会であり、必要に応じて福利厚生事業の企画及び実行を行うものであるが、本年度は新たなテーマはなく、専ら定型的な事業である健康診断への補助、慶弔関係の手続を行うに止まっている。本年度10月31日までの活動は以下のとおりである。

慶弔見舞金給付（全て副会長決済）

死亡弔慰金：16件（480,000円）

傷病見舞金（重）：3件（100,000円）

傷病見舞金（軽）：1件（30,000円）

健康診断補助金申請件数：228件（711,000円）

### 4. 業務対策委員会

業務対策委員会は、弁理士法第75条（弁理士の専業範囲）及び第76条（弁理士以外の者による「弁理士」名称及び「特許業務法人」名称の使用禁止）に違反す

る者の取り締まりを行う委員会であり、具体的には次のような活動を行っている。

#### (1) 業務対策活動マニュアルの作成

既に業務対策活動マニュアルなるものは存在するが、現在のもは平成10年度に作成されたものであり、非弁行為などもインターネットを積極的に活用した手口なども含め多様化しているため、今年度中に更新したいと考えている。特に、現在の委員の中には6・8ルールの制限に近づいてきている会員も多く、今後の入れ替わりにも円滑に対応できるようになるであろう。現在、マニュアルの更新作業中であり、年度末までに更新作業の完成を予定している。

#### (2) 非弁行為に関する情報提供に基づく取り締まり

非弁行為に関しては、会員からも非会員からも様々な情報提供がなされている。委員会では、非弁行為に関する情報提供を受けた場合、必要に応じて探偵調査を入れるなどして情報の正確性を確認した上で、非弁行為の疑いがあると判断した場合には、まず被疑者に対して問合せ状などにより説明を求めるようにしている。仮に、過去の行為について非弁が疑われる場合でも、「報酬を得て」の証拠が入手できないのであれば、将来的な非弁行為を行わないように注意喚起する程度で最終的には対応を終了することになる。一方、刑事告発するだけの証拠が入手できる場合には、会長名で告発を行う。本年度取り扱った事件の中で、会長による刑事告発に基づき、逮捕・起訴にまで至ったものがあることは記憶に新しいであろう。

現在対応中のものとして、弁理士でないのに弁理士を名乗って事業を行っている者に対して、書面により行為の中止を求めたところ、その求めに応じる旨の回答をしておきながら、その後も同じ行為を繰り返していることが判明した事例が発生している。この事件の被疑者は、当会からの事情聴取のための呼び出しにも応じないため、悪質なものとして、その被疑者が在住する管轄警察署に捜査を求めたところ、何らかの対応を行うとの返事を受けている。

また、非弁行為の被疑者のウェブサイト「出願については提携弁理士に依頼する」との記載があるのをしばしば見掛けるが、考えようによっては、違法行為でないようにするための見せかけとも解釈できるので、このようなウェブサイト運営者からの提携の勧誘があった場合には、慎重に対応されるように会員の皆様にはお願いしておきたい。さらに、非弁行為者から復代理人就任の依頼等があった場合には、安易に引き受けることがないようにもしていただきたい。

#### (3) 外部調査機関の調査に基づく非弁行為の取り締まり

例年は商標出願について外部調査機関を活用して非弁行為の調査を行っているが、今年度は、それに加えて外部調査機関による実用新案登録出願の調査を初めて着手した。現在、調査結果を受けて、願書情報とともに、他士業者情報との突合せを行い、「業務の問い合わせ状」の発送にむけて準備中である。

#### (4) 非弁行為防止のための対庁協議

刑事告発までに発展した事件を受けて、今後の非弁行為防止のために、8月7日に対庁協議を実施した。特許庁ウェブサイトでも既に「非弁行為の防止に向けた措置」を発表しているが、当会としてはさらに実効性を高めるための具体的措置を求めており、年内にその進捗確認を行う予定である。

#### (5) 支部との情報共有化

非弁行為についての情報提供源は主として関東支部、近畿支部及び東海支部であるが、弁理士の少ない地方こそ非弁の温床になっていると予想される。そこで、情報の共有化について、全国9支部にアンケートを実施しているところであり、その結果をもとに、共有化についての施策を検討する予定である。

### 5. 継続研修履修状況管理委員会

義務研修が開始されて既に5年以上が経過し、当委員会では会則・会令に基づく受講勧告や処分予定通知の送付を粛々と行っているところであるが、処分にまで至る未受講者はそのまま未受講者のままで残る傾向が強いようである。処分を受けても、過去の未受講の事実は受講するまで消えないことを忘れていただきたい。未受講者が未受講のまま残ることは当初想定していなかったことであり、現在の会則・会令では対応できない事例が生じてきた。そのため、本年度12月に予定されている臨時総会にて例規の改正を予定しているが、その後も想定外の事例が生じたため更なる会令の見直しを行っているところである。

### 6. 企業弁理士知財委員会

企業弁理士は既に2000人を超えており、未登録の潜在的企業弁理士は1000以上いると考えられている。当委員会は、企業弁理士の会務参加を促すばかりでなく、依頼者である企業と特許事務所のパイプ役となることを期待されて設立されたものである。以上の観点から、本年度は企業弁理士同士の交流だけでなく、企業弁理士と事務所弁理士が交流できるようなイベントを企画・実行することになっている。また、当委員会の重要なミッションとして、企業弁理士向けの研修プログラムと研修テキストを作成が委嘱事項とされており、現在その作業を進めているところである。

弁理士10000人を超えた今、弁理士不足の状況は既に解消しており、少なくとも大企業においては知財業務は原則的に有資格者である弁理士が主体的に行うべきであり、そのような体制をとる欧米諸国の企業の知財部のあり方を日本企業も見習うべきではなかろうか。

### 7. 結び

本稿作成時点で既に任期の約3分の2が経過したところである。無報酬で務めるには多忙過ぎる会務であるが、走り終えたときの達成感と自己満足感を自分への報酬と捉え、任期満了まで走り続けたいと考えている。